

今年10月から社会保険の短時間労働者への適用が拡大されました。今回はこれについて考えます。

### Q1. 具体的にどのような人に拡大されたのですか。

A1. 短時間労働者への適用について、これまで健康保険法や厚生年金保険法に定めがなかったため、昭和55年の厚生省保険課長・社会保険庁健康保険課長・社会保険庁厚生年金保険課長の三者連名の都道府県民生主管部(局)保険課(部)長宛の内簡(ないかん、手紙文書のこと)にもとづき実務が行われてきました。具体的には、被保険者となるか否かは常用的使用関係にあるかどうかにより判断し、1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね3/4以上であれば被保険者として扱うこととされました。

なお、健康保険の被扶養者の認定基準については、昭和52年の厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長の連名による各都道府県知事宛の通知「収入がある者についての被扶養者の認定について」にもとづき、認定対象者の年間収入130万円未満(60歳以上などの場合は180万円未満)などを基準に実務が行われ、いわゆる「130万円の壁」が意識されてきました。

しかし、2012年に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」では、1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満である短時間労働者を適用除外にするという、内簡とほぼ同じ基準を法定し、さらに、既に被保険者とされている短時間労働者に加えて、新たに従業員501人以上の企業(特定適用事業所)で働く次の短時間労働者を社会保険の被保険者とすることを法律に明記し、今年2016年10月から施行されました。

- ①週所定労働時間が20時間以上
- ②雇用期間が1年以上見込まれる
- ③月の所定内賃金が88,000円以上
- ④学生でない

従って、年収が130万円未満であってもこの条件に該当すれば被保険者となり、逆に、残業代や一時金を含めると結果的に年収が106万円以上となる場合であっても、月の所定内賃金が88,000円未満であったり、週所定労働時間が20時間未満であれば被保険者とはなりません。

### Q2. 今回の適用拡大により新たに被保険者となる人にとって、どのような影響があるのでしょうか。

A2. 今回適用拡大される短時間労働者は、これまで健康保険の被扶養者または国民健康保険の被保険者、国民年金の第1号または第3号被保険者でした。

第1号被保険者であった方の場合、これまでの国民年金保険料(月16,260円)が厚生年金保険料(月8,000円~10,000円程度、本人の実際の標準報酬月額により異なる)に変わり、これまでの国民健康保険料(含介護、以下同じ)年7万円~10万円程度、

本人の収入や市町村により異なる)が健康保険料(月5,000円~6,500円程度、健保組合または都道府県により異なる)に変わります。これにより、保険料の免除や軽減措置を受けていた場合を除き保険料負担は軽くなり、将来の老齢厚生年金の増加や健康保険の傷病手当金の受給なども考慮すると、大きなメリットがあると言えます。

一方、第3号被保険者であった方の場合、従来は国民健康保険料や国民年金保険料の本人負担なしに、配偶者(多くは夫)の加入する健康保険・厚生年金保険全体が負担することにより、傷病時には家族療養費が給付され、老齢基礎年金が将来支給されるなどのメリットを享受していました。しかし、今後は新たな保険料負担(月13,000円~16,500円程度)が発生し、手取り収入が減ります。仮に社会保険が適用されて20年間月額88,000円のパートで働いた女性をモデルで概算すると、

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ○ 健康保険料(本人負担)   | 月 5,100円 |
| ○ 厚生年金保険料(本人負担) | 月 8,000円 |
| ○ 将來の老齢厚生年金     | 月 9,700円 |
| ○ 65歳女性の平均余命    | 25年      |

ですので、荒い単純計算では、保険料総額約315万円の負担増、老齢厚生年金総額約290万円の受給増、差し引き約25万円の負担増となります。

### Q3. 企業や本人の負担が増えるので、働く時間や収入を調整したほうが良いのではないですか。

A3. 上述の通り、従来保険料負担がなかった方には適用拡大により負担が増加するケースがあります。

しかし、「国民の共同連帯」(国民年金法)により社会保障の充実、国民生活の安定と福祉の向上をめざす立場からすれば、今回適用拡大された労働者が社会保障の充実という恩恵を受けると同時に適切な保険料負担により、社会保障の持続可能性に大きな役割を果たすことができます。

厚生労働省による2014年の公的年金財政検証のオプションでは、2024年にさらに適用拡大した2つのケース(①月収5.8万円以上、所定労働時間20時間以上、雇用期間1年以上の雇用者に拡大、該当者220万人。②月収5.8万円以上のすべての雇用者に拡大、該当者1,200万人。)を試算しました。その結果、所得代替率は①で約0.5%ポイント改善、②で約4~7%ポイント改善し、最高で約57%に上昇することが示されました。つまり、適用拡大は年金財政の改善、将来世代の年金支給水準の向上に大きく貢献することが明らかとなっています。

改正法では、施行3年後の2019年9月30日までに短時間労働者の適用範囲を再検討するを定めていますが、更なる拡大が急がれます。

なお、事業主負担の増加が懸念されていますが、雇用保険2事業として、短時間労働者の労働時間を延長した事業主などに支給される「キャリアアップ助成金」が10月から拡充されるなどの対策も講じられています。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)